

理事報酬に関する規則

最終改正：平成29年3月17日理事会決議変更

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人栃木県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の役員報酬の支給に関し、定款第26条に基づき、適正な運営を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

(理事報酬)

第2条 理事の報酬の総額は、総会の決議によって定める。

(理事報酬の種類)

第3条 理事の報酬は、固定報酬と比例報酬の二種とする。

(理事報酬の額)

第4条 固定報酬の限度額は、別表のとおりとする。

2 比例報酬は、別に定める旅費規程による。

3 当該年度の固定報酬額は、別表に定める金額の範囲内で、理事会の決議によって決定する。

(理事報酬の支給)

第5条 報酬は6ヶ月毎に支給する。ただし、理事長は毎月末日に支給する。なお、支給日が休日の場合は前日とする。

2 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことが出来る。

(期間計算)

第6条 報酬は毎月26日から翌月の25日までを1月として計算する。

2 理事が就任又は退任した時期が前項で定める1月の中途であった場合の固定報酬の限度額は、退任した日が当該月の10日以前であったとき又は就任した日が11日以降であったときは、別表に定める固定報酬の半額とする。

(改廃)

第7条 この規則を改廃するには理事会で決議し、総会に報告しなければならない。

別 表（第4条関係）

役員名	報酬月額
理 事 長	50,000円以内
副理事長	20,000円以内
常任理事	20,000円以内
理 事	10,000円以内

附 則

（施行期日）

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年6月12日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年10月16日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年3月17日から施行する。